



平成 24 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者(CEO) 堀口 利美
(コード：3647 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者(CFO)
兼経営管理本部長 長倉 統己
(TEL. 03-3796-0650)

行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)の 取得に関するお知らせ(MS ワラント)

平成 24 年 5 月 28 日発行の行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)について、当社は、平成 24 年 11 月 22 日開催の取締役会において、新株予約権者(アルバース証券株式会社)から本新株予約権を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得する新株予約権の内容

- (1) 取得する新株予約権の名称: 行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)
- (2) 取得価額: 本新株予約権1個当たり 25,000 円
- (3) 取得する新株予約権の数: 取得日において行使されていない本新株予約権のすべて
(本日現在未行使の個数 39 個)

2. 新株予約権の取得の理由

本新株予約権の取得は、平成 24 年 5 月 11 日付「行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)の発行に関するお知らせ(MS ワラント)7ページ 3. 本新株予約権の特徴について (iv) 取得条項(当社の要請による取得)に基づき行うものであります。

現在、当社株価は、新株予約権の下限行価額である 38 円以下で推移しております。

このような状況下において、更なる株価の下落傾向の可能性を排除するために、一定期間の新株予約権行使の停止を行い、当社の手元流動資金の状況を鑑みながら新株予約権の取得を検討した結果、現状の株価推移では本新株予約権の取得が必要であると判断し、取締役会にて残存する本新株予約権の取得を決議いたしました。

3. 新株予約権の取得日

平成 24 年 12 月 17 日(月曜日)

4. 今後の見通し

本新株予約権の取得が当期の業績に与える影響はありません。

5. 行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当) (MS ワラント) の概要

(1) 割当日	平成 24 年 5 月 28 日
(2) 発行新株予約権の総数	120 個
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 25,000 円 (総額 3,000,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	当初の行使価額 (55 円) における潜在株式数: 5,454,480 株 行使価額上限値 (82 円) における潜在株式数: 3,658,440 株 行使価額下限値 (38 円) における潜在株式数: 7,894,680 株
(5) 資金調達額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	総額 303,000,000 円 (手取概算額 283,800,000 円) 内訳 新株予約権発行による調達額 3,000,000 円 新株予約権行使による調達額 300,000,000 円
(6) 行使価格及び行使価額の修正条項	当初行使価額 55 円 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額 (1 円未満切捨て) に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額 (82 円) を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額 (38 円) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使期間	平成 24 年 5 月 28 日から平成 26 年 5 月 27 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(9) 割当先	Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) 60 個 Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) 60 個
(10) その他	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。 ② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 1 ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができる。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

※本新株予約権の詳細につきましては、平成 24 年 5 月 11 日付け「行使価額修正条項付第 3 回新株予約権 (第三者割当) の発行に関するお知らせ (MS ワラント)」をご参照ください。

6. 新株予約権の譲渡内容について

行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)を平成24年10月5日付にて以下の通り譲渡しております。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 譲渡人 | Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)
Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) |
| (2) 譲渡先 | アルバース証券株式会社 |
| (3) 譲渡日 | 平成 24 年 10 月 5 日 |
| (4) 譲渡個数 | 60 個
内訳 Brillance Hedge Fund 32 個
Brillance Multi Strategy Fund 28 個 |
| (5) 譲渡の対象となる株式数 | |

1,829,220 株（上限行使価額 82 円の場合）

3,947,340 株（下限行使価額 38 円の場合）

（6）新株予約権の譲渡価額

1,500,000 円（本新株予約権 1 個当たり 25,000 円）

（7）その他

割当先は、譲渡先から譲渡日より 3 か月後に本新株予約権の未行使残存数全部を買い戻す。

ただし、当社取締役会の承認を要するものとする。

※本新株予約権譲渡の詳細につきましては、平成 24 年 10 月 5 日付「行使価額修正条項付新株予約権（MS ワラント）の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

以上